

# 大規模災害時の生活ごみの出し方

災害直後はごみ処理施設、被害地域の確認のために、**ごみ収集は一時的に停止**する場合があります。次の点にご理解とご協力をお願いします。

災害発生から**数日間**は**ごみをご自宅で保管**していただくかなくてはならない場合があります。

収集再開後は、生活ごみ、使用済非常用トイレなど**腐敗しやすい「可燃性ごみ」**から優先して回収します。



数日間収集できなくなる場合があります。再開後**可燃性ごみ**から収集します。



不燃性のごみや資源ごみは、**町から連絡があるまでは、自宅で保管**をお願いします。

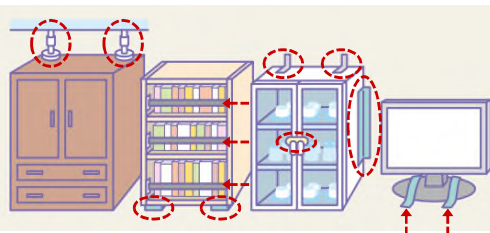


## 平時からの備え

災害が起きると、普段は使っていないものもごみとなってしまいます。**不要なものは、平時のうちにできるだけ処分**するようにしましょう。災害時のごみを減らすだけでなく、**避難通路の確保**にも役立ちます。

家具や電化製品は、できる限り壁や**天井に固定**するようにしましょう。倒れにくくしておくことで、**転倒によるけがを防ぎ、身を守る**ことにつながります。また、破損を防ぐことができ、災害時のごみを減らすことにもつながります。

町では3ヶ月に1度、可燃粗大ごみの予約収集を行っています！



お問い合わせ先

かつらぎ町役場 環境課 住民環境係

〒649-7192 かつらぎ町丁ノ町2160

電話: 0736-22-0300(代表) FAX: 0736-22-6432 E-mail: kankyo-jyumin@town.katsuragi.wakayama.jp

環境省 近畿地方環境事務所

かつらぎ町

保存版

令和4年3月作成

# 大規模災害時の ごみの出し方



災害ごみとは？

災害ごみ(災害廃棄物)



災害によって被害を受けたことで出てくるごみ

例  
家具、家電製品、  
畳、瓦など

生活ごみ



被害を受けたものではなく、普段通り生活して出るごみ

例  
生ごみ、  
資源ごみなど

大規模な災害が発生すると、家や建物の浸水や倒壊、破損により大量のがれきや家具、家電などのごみが一気に発生します。このように災害によって発生した廃棄物を『**災害ごみ(災害廃棄物)**』といいます。

災害の規模によっては、災害ごみの処理に数年の期間を要します。生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期復興のためにも排出時の分別が重要です。災害ごみはリサイクル可能な品目が多くあり、適切な分別が処理費用の削減にもつながります。

災害時は、災害ごみと生活ごみのそれぞれの分別区分にしたがって排出していただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

# 災害ごみの搬出ルール



災害ごみ  
(片付けごみ)



災害ごみのうち、被災されたみなさんの生活を再建するために、家の中を片付けることによって発生したごみ(=片付けごみ)は、住民仮置場へ分別して排出してください。

家庭から出る生活ごみは、通常の収集が再開してから、通常のごみ出しルールにしたがって排出してください。



災害ごみを通常のごみ集積所などに出した場合、あっという間にあふれてしまい、道路などへはみ出してしまいます。



片付けごみを住宅の前や道路脇などに出してしまうと、消防車や救急車、ごみ収集車などの車の通行の妨げとなる可能性があります。

## ルールを守りましょう!

ルールが守られなかった場合、このような事態となってしまいます!!



出典：環境省 災害廃棄物対策  
フォトチャンネル  
([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/))

神社や公園、自宅前の路上など指定された場所以外に置かれる事例が多発!

## 作業時の注意事項

災害ごみには、割れたガラスや金属などがあり大変危険です。作業するときは、長袖・長ズボンで行いましょう。手袋や長靴なども使用しましょう。目や口に粉じんが入らないよう、保護メガネやマスクを使用しましょう。重たいものを移動させる時などは、挟まれや転倒に注意し、できるだけ一人で作業しないようにしましょう。夏場は熱中症に注意し、冬場は防寒対策をして作業しましょう。

# 住民仮置場とは?

災害時は災害ごみ(特に、片付けごみ)が一度に大量に発生し、通常どおりの処理が追いつかないことがあります。そこで、片付けごみについては、基本的に地域で設置する「住民仮置場」に排出をお願いします。

片付けごみ搬出模擬訓練の様子(令和3年11月28日実施)

～住民仮置場への搬入状況～



～搬入物の状況～

# 住民仮置場内でのルール

分別・排出方法などは、災害の状況に応じて住民のみなさんにお知らせします。

廃棄物  
受入区分  
イメージ

可燃物



被災して使えなくなった布類など

可燃粗大



木製家具、建具類

畳・布団・敷物類



畳、布団、ソファ、マットレスなど

不燃物



破物(割別)ごみ、ガラス、陶磁器、瓦、ブロック

金属くず



スチール家具、自転車など

廃家電



家電リサイクル品、小型家電

処理困難物



有害危険ごみ  
(油、乾電池、ライター、灯油、消火器など)

# 住民仮置場内レイアウト

※イメージ図



地域によっては、家の近くに設置される「住民仮置場」だけでなく、町が設置する大規模な「仮置場」へ排出していただく場合があります。農業系のごみなどは、基本的には「住民仮置場」や「仮置場」で受け入れできません。町の指示に従ってください。